

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社アミュレット
所 在 地	東京都中央区銀座6-13-9 ZIRACGINZA8階bizcube
評価実施期間	令和6年10月28日 ～ 令和7年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人 江戸川豊生会 愛和元町保育園 シャカイフクシハウジン エドガワハウセイカイ アイワモトマチホイクエン		
所 在 地	〒279-0041 千葉県浦安市堀江5-20-11		
交 通 手 段	東京メトロ東西線 浦安駅より徒歩15分		
電 話	047-353-5410	F A X	047-353-5411
ホームページ	http://e-houseikai.or.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人 江戸川豊生会		
開設年月日	平成23年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり保育 地域子育て支援センター		

(2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	20	27	29	31	31	32	170			
敷地面積	1863.92㎡			保育面積			635.95㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育					
	休日保育				一時保育		子育て支援			
健康管理	小児科医による内科健診、歯科健診（年2回）									
食事	昼：完全給食、離乳食、アレルギー食対応									
利用時間	月～金7：00～20：00 土7：00～19：00 休日8：00～18：00									
休 日	12月29日～1月3日									
地域との交流	近隣のこども園、保育園、小学校と交流									
保護者会活動	卒園児の保護者中心に卒園間際に数回行う。									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	31	27	58	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	42	2	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	6		
	事務員	保育補助	顧問	
	3	3	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課 認定・入園係り	
申請窓口開設時間	郵送受付・電子申請令和6年10月22日～令和6年11月15日 市役所窓口 月～金	
申請時注意事項	令和7年度浦安市認可保育所・認定こども園入所ガイドブック参照	
サービス決定までの時間	4月1次令和7年1月20日郵送予定, 2次令和7年3月10日以降郵送予定	
入所相談	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課 認定・入園係 電話047-712-6439	
利用代金	3～5歳無料 0～2歳（前年度また現年度の市区長村民税額をもとに算定します）	
食事代金	3～5歳児は月額¥4500徴収 0～2歳児は保育料に含む	
苦情対応	窓口設置	設置済み
	第三者委員の設置	設置済み

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	法人のサービスコンセプトでもある「もう一つの家族でありたい」という思いのもと地域に根ざしたサービス展開を行い、これからの超少子高齢化社会を支える子ども達に明るい未来と支え合う社会を提供していきたいと考えています。「一人ひとりの個性を伸ばした明るい保育園」を基本理念とし、未来を担う園児たちと楽しい環境を一緒に作って行きます。
特 徴	市内では規模の大きな保育園です。多人数のクラスならではの体験出来ることを取り入れていきます。幼児クラスは外部講師による体操、英語を行っています。園内に一時預かり保育室、地域子育て支援センターを併設しています。
利用（希望）者 へのPR	保育の質の向上を目指し、個別の配慮が必要な園児についても、加配職員を配置できるよう職員の確保をします。また恵まれたハード面（園庭や、ホール完備）を上手く活用し、職員のチーム力で地域に必要とされる園となるように努力しています。卒園後も交流ができる雰囲気大切にしています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

地域との関わりを着実に増やして、職員以外の方との交流を増やし、子ども達の貴重な体験につなげていけるように努めています

散歩の途中で近隣の方とあいさつを交わしたり、近隣の子どもの園の子ども達とドッチボールで交流したり、近隣の小学校へ出向き伝承遊びを行うなど、地域の方との交流も拡大しています。地域のお祭りの開催に際して、子ども達と一緒にお神輿を作り、そのお神輿をみんなで担いだり、勤労感謝の日に合わせて近隣の方やスーパー、花屋、消防署、ケーキ屋などに子ども達と一緒に訪問し、子ども達が作った感謝のカードを渡して交流を深めています。地域との関わりを着実に増やして、職員以外の方との交流を増やし、子ども達の貴重な体験につなげていけるように努めています。

保育士一人一人が保育に注力できる環境の構築を重点目標に掲げて、保育の質の向上を図り子ども及び保護者の安心感が高まるように取り組んでいます

「保育士一人一人が保育に注力できる環境を構築する」ことを今年度園の重点目標に掲げています。保育士がやりたいと感じていることが発揮できるように、職員個別に作成している「目標チャレンジシート」には自身のやりたいことを目標に掲げて、日々の保育に生かしていけるように努めています。また保育の質向上に向けて、法人内の保育園3園合同で作成した共通の自己評価項目を通して、目指す保育や教育の基本、保育内容、健康及び安全面などを定期的に振り返る仕組みを設けています。様々な取り組みを通して保育の質を高めて行けるように努めていることで、保護者アンケートの子どもの保育に関する質問においては肯定的回答割合が高く、保護者の安心感も高まっていることがうかがえます。

園内でのイーラーニング研修や外部の研修にも職員を派遣して知識やスキルの習得に努め、園全体の保育の質を全体で高めています

法人の人材育成委員会が作成している計画をベースにして、園内においてもキャリアアップ研修を中心とした年間の研修計画を立てています。職員の力量や状況などを見て必要に応じて計画を見直しています。園内ではイーラーニング形式での研修を中心に計画的に研修を進め知識やスキルの習得につなげています。また、外部研修にも職員を計画的に派遣しています。特に今年度は「年々増加傾向にある個別に配慮が必要な園児のための研修の充実化」を図ることを重点目標に掲げており、外部で開催される発達支援の研修に職員が交代で参加し、その後の園内での伝達や報告書の共有を通して研修内容を共有しています。

さらに取り組みが望まれるところ

今後に向けては「お散歩マップ」を作成し、公園までの道のりや公園内の危険箇所などを明確にして職員、保護者とも共有できるとよいと思います

園では、身近な自然や地域社会との関りを大切にするために天候の良い日には近隣の公園まで出かけて自然とのふれあいを大切にしています。近隣にはいくつかの公園があり、子ども達の安全を確保したうえで日々出かけています。今後に向けては「お散歩マップ」を作成し、公園までの道のりや公園内の危険箇所などを明確にして職員間で共有化が図れるとよいと思います。また作成したお散歩マップについては、園内の保護者にも見やすい場所にも掲示して保護者とも内容が共有できるようになるとよいと思います。

新型コロナウイルスについては現状5類感染症へと移行したことに伴い、事業継続計画の内容についても更新して、改めて職員に周知できると良いと思います

自然災害や感染症のまん延に備えて、事業継続計画(BCP)を作成し発災後及び感染症がまん延した際の園の運営方法や職員の参集方法などを示しています。事業継続計画(BCP)に基づく訓練を通して職員の理解も深めています。今後に向けては特に感染症発生時の事業継続計画の内容について現状新型コロナウイルスについては2類感染症を想定した内容になっているため、現状5類感染症へと移行したことに伴い、事業継続計画の内容についても更新して、改めて職員に周知できると良いと思います。

外部の苦情窓口について、定期的に周知を図るなど、保護者の理解がさらに深まることを期待します

苦情対応マニュアルを整備しているほか「利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施規程」を作成し、苦情や相談を受け付けた際の対応方法を標準化しています。保育園のしおりには、苦情や相談に関する内容を明記し、入園説明会を通じて保護者の方に苦情窓口を周知しています。保護者アンケートの「外部の苦情窓口にも相談できることを伝えられているか」の項目では、「はい」と回答した割合が前回調査時と比較すると高まっていますが、現状45.7%に留まっているため、再度周知を図り、保護者の理解が高まることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

評価して頂いたところは継続し、さらなる努力をしていきます。

【さらに取り組みが望まれるところ】

貴重なご意見を頂きましたので早速取り組んでいきたいと思っています。地域に根差し、必要とされる園を目指して行きます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目			
					■実施数	□未実施数		
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0		
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシッ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組むに取り組む指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
				職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			利用者満足の上	13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0		
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0		
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0		
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
				食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
					事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0		
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計					136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 園の運営方針、基本的な保育方針については事業計画書内に明示しています。パンフレットやホームページ上にも園の運営方針、保育方針を記載し外部へ発信しています。基本的な保育方針として、子どもの個人差及び家庭環境差を考慮しつつ発達の過程を正しくとらえて多様な保育計画を用意すること、法人のサービス目標である「笑顔をつなぐありがとうの和」をもとに、園児、保護者、職員及び地域が一体となって笑顔があふれる保育園にすることを掲げています。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 園の運営方針、基本的な保育方針については事業計画書への明示のほか事務所、相談室、玄関入口への掲示を通して職員や保護者の目に留まるようにしています。また相談室内には「理念5ヶ条」を掲示しています。「理念5ヶ条」については園内研修の中でも取り上げて職員の理解を深めています。また各クラスごとにクラス目標を掲げており、クラス目標が達成できているかなどについては、各クラスごとの会議や反省会の中で確認しています。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 園のパンフレットやホームページ、園のしおりに運営方針・保育方針を明記し入園前の見学や入園時のオリエンテーション時に説明し園の理念や基本方針について保護者の理解が深まるように努めています。また、入園に際して行われるオリエンテーション後の個別面談時や入園後に実施する個人面談の際にも適宜説明しています。保育の実践面などについては専用のアプリケーションを通して園だよりやクラスだより等を配信しています。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 法人の中長期計画に基づき、園の事業計画を毎年度策定しています。2024年度の重点項目として、(1)保育士一人一人が保育に注力できる環境を構築する、(2)中間層職員を中心に各階層に合わせた職員の育成、(3)年々増加傾向にある個別の配慮が必要な園児のための研修の充実化を図ることを掲げて事業計画に明示しています。「事業計画」の総括については、毎年度末に各クラスからの総括を踏まえて、園長、副園長、副主任を中心に課題の分析を行い、次年度の事業計画に反映しています。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 園の重点目標や各クラスごとのクラス目標の設定の際には全職員の意見を確認し、前年度の取り組みなどを省みたなかで決定しています。事業計画は年度当初の職員全体会議で全職員に周知しています。事業計画の評価についても各クラスごとに実施している年度末の総括を行う際に実施状況の把握及び評価を行っています。年度末の総括により全職員間で各計画に対する進捗状況や今後の課題を共有しています。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 理念5ヶ条が具体的に実践できているかなど、人事考課などで確認する仕組みを設けています。職員の意見や要望などは副園長が中心となり、職員に日頃から声を掛けて確認するほか定期的面談を通して確認しています。スキルアップに向けた取り組みでは、イーラーニングによる研修を導入し興味ある内容については繰り返し受講できる仕組みとしています。また人事考課についても今年度は自身で立てた目標に対して評価を行うという新しい試みを取り入れています。		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 守るべき法や規範、倫理等については就業規則に明記しています。就業規則は事務所に保管し職員の閲覧も可能としています。また法人のコンプライアンス委員会が主催する研修に職員が参加して遵守すべき法令等について再確認を行っています。研修受講者は園内で報告を行い研修内容を共有しています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 職員育成・研修・能力開発計画に関しては事業計画書内に明文化しています。法人内の人材育成委員会が中心となり、人材育成に向け法人全体で取り組む体制を構築しています。経営層の役割や責任範囲については「事務分掌表」に明示しており業務分担表によって具体的な業務内容や決裁権限について明確にしています。職員評価については「目標チャレンジシート」を使用して自らの目標を立て、副主任、副園長、園長面談を通して達成状況を確認しています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の勤怠状況については園長、副園長が状況を把握しています。残業の発生が無いように定時に退勤できるように日々努めています。有給休暇も交代で取得できる体制としています。産前産後休暇や育児休暇制度を活用する職員も多く、年間で2～4名取得しています。有給休暇の取得率も高くシフトを調整して交代で取得しています。また今年度は法人の要請を受けて週休3日制のトライアル事業所となり週休3日制導入に向けての準備も法人で進めています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 法人の人材育成委員会が作成している計画をベースにして、園内においてもキャリアアップ研修を中心とした年間の研修計画を立てています。職員の力量や状況などを見て必要に応じて計画を見直しています。イーラーニングを活用した研修のほか、市の子ども発達支援センター主催の研修などにも職員が参加してスキルアップにつなげています。OJTの仕組みについてはクラスリーダーが中心となり新人職員の指導を行う仕組みとしています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 子どもに対して不適切な関りが起きないように、職員の言動や行動等について職員が相互に指摘し合うことができる環境を日常的に整えています。また、虐待防止委員会が作成したマニュアルに基づき園内でも勉強会を行い、言動や行動の振り返りなどにつなげています。虐待被害があった子どもがいる場合には児童相談所等の関係機関と連携して対応していく体制としています。法人内の保育部門において児童虐待委員会を設置し権利擁護に向けたマニュアル作成を進めています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護に関する方針については、「入園の説明確認、説明確認書」内に「プライバシーポリシー」を明示しています。個人情報の利用目的についても「重要事項説明書」に示し入園前の説明会時に保護者に説明し説明後「入園の説明確認・説明確認書」に同意を受領しています。職員に対しては入職の際に誓約書において子どもの個人情報の取り扱いについて周知徹底を図り実習生についても誓約書において周知しています。		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 定期的に第三者評価を受審して、第三者評価時の保護者アンケートを通して意向や要望等を把握、確認しています。園内でも行事後のアンケート、アンケート調査以外では年2回保護者面談を実施し園に対しての要望や意見、家庭での過ごし方等を確認しています。園内には意見箱を設置しており、保護者の方が意見や要望等を気軽に表出できる環境も大切にしています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 「保育園のしおり」内に保育内容に関する園内外の相談・苦情窓口を明示しています。しおりの内容は入園の説明会時に保護者に説明し苦情や相談窓口についても併せて説明しています。園では、苦情対応マニュアルを整備しているほか「利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施規程」を作成し、苦情や相談を受け付けた際の対応方法を標準化しています。苦情解決内容については保護者に丁寧の説明し納得が得られるように努めています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育の質については年間計画、月案、週案を作成し、各計画に基づく振り返りを定期的の実施しています。また定期的に三者評価を受審しており、自己評価についても毎年実施し保育の質及び運営状況について自己評価を定期的に行い振り返りにつなげています。また法人内の3園で作成した共通の自己評価項目を通して、目指す保育や教育・放生の基本、保育内容、健康及び安全面などを定期的に振り返る仕組みを設けています。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的の実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 「愛和元町保育園マニュアル」として各種業務等のマニュアルを整備しています。医務や保育に必要な各種マニュアルを職員間で分担して作成を進めることで職員の理解を深めています。園内では必要時に活用できるように事務所に設置していつでも確認できるようにしています。マニュアルの見直しも担当の職員を決めて定期的の実施できるように取り組んでいます。全職員が参画しマニュアル作成を行っています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせ及び見学に対応できる事については、ホームページや園のパンフレットに明記しています。見学希望については年間を通して受け入れており、現在メールでの申し込みが増えています。見学時は副園長が対応しています。見学の時間についても見学者の時間が重ならないように調整しています。子どものプライバシーや保育に配慮しながら園全体を見学して頂き、園の特色や各クラスの取り組みを実際に見て頂き、具体的に説明しています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 毎年、2月下旬から3月初旬にかけて4月入園に際してのオリエンテーションを実施しています。入園に向けた説明では、入園のしおりを活用し、保育方針や保育内容、基本的ルール等を説明しています。説明後「入園の説明確認書」において重要事項説明書や個人情報の取り扱いについての同意を受領しています。全体での説明後に担当の保育士と個別に面談する時間を設け、保護者が作成した児童票の確認のほか、入園に向け準備が必要な物等を具体的に説明しています。		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体的な計画は、保育理念(事業運営方針)、保育方針、保育目標を組み込み作成するほか、地域や保護者の実態を考え子育て支援についても組み込んでいます。全体的な計画は前年度の2月に各クラスで見直しを行っています。乳児会議、幼児会議において副主任が中心となり全職員からの意見を集約し、翌年度の全体の計画に反映させています。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき月間指導計画を策定しており、毎月、園長、副園長が確認、修正を行っています。園の全体的な計画に明示している年齢ごとの保育目標や各領域を踏まえた長期計画と指摘別の計画、週案、日案等の短期計画を立案しています。0、1、2歳児は子ども一人ひとりの個別指導計画を作成しています。特別配慮が必要な子どもに対しても個別指導計画を策定し、全体で共有しながら保育を進めています。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 毎年、年度末に各クラスに必要なおもちゃについての要望を確認しています。各クラス毎の要望などを踏まえて、子どもの発達段階に即した玩具をそろえています。子どもたちが好きな玩具や遊具を活用し、自由に遊べる時間も確保しています。3、4、5歳児は同フロア内で共用で遊び込めるコーナーを設けています。保護者から受けた廃材などを使用して作品作りに取り組むなど、子どもが自発性を発揮できるような働きかけもおこなっています。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 3歳児以上の子も達が中心となりメダカを飼育したり、近隣の公園にも毎日出かけ植物などの自然と触れ合うことができる機会を設けています。散歩の途中で近隣の方とあいさつを交わしたり、近隣の子ども園の子も達とドッチボールで交流したり、近隣の小学校へ出向き伝承遊びを行うなど、地域の方との交流も拡大しています。地域のお祭りの開催に際して独自にお神輿を作り担いだり、市内の体育施設や公園なども活用して子どもたちの活動の幅を広げています。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 3、4、5歳児クラスについては当番活動を取り入れるほか、発表会に向けた取り組みなどを通して子どもが役割を果たせるような取り組みにつなげています。社会的なルールなどについては公園までの途中で交通ルールなどを子どもたちに説明しています。また、3歳児と5歳児クラスの混合で散歩に出かけたり、朝夕の活動や土曜日保育は異年齢保育として異年齢の子どもと交流できる機会につなげています。		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもには、個別指導計画を作成し、経過記録、発達記録を作成し全体で共有できる体制としています。年々増加傾向にある個別に配慮が必要な園児のための研修の充実化を図ることを今年度の重点目標の一つに掲げて、今年度3名の職員が専門の研修を受講しています。特別な配慮を必要とする子どもの保育では必要に応じて市の発達支援センターと連携し、個別の相談や助言を受けながら保育を進めていけるように取り組んでいます。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 18:30まではクラス担任を配置しており、延長保育への引き継ぎについては書面や口頭で担当の保育士へ申し送りを行い確実に引継ぎを行っています。また各クラス前に設置しているホワイトボードも活用し、その日の取り組みや子どもの様子を確認できるようにしています。延長保育では異年齢での保育が行われ、必要に応じて補食または夕食を提供し子どもが安心・安定して過ごせるように配慮しています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 0、1、2歳児には連絡ノートを活用するほか、送り迎え時における情報交換、各クラス前にはホワイトボードを設置し、その日の取り組み等を伝えています。園の入り口に設置しているボードには園から保護者に伝えたい内容の書類を掲示し必要な情報を提供しています。保護者面談も年に一度個別面談を目指しています。小学校との交流についても今後交流を予定しているほか、避難訓練では近隣の小学校まで実際に避難して教頭先生からお話を頂くことができるなど少しずつ交流を前進させています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 看護師を中心に前年度の取り組みなども踏まえたうえで年度ごとに「健康管理保健計画」を策定しています。計画では毎月の目標のほか園児や家庭への働きかけ、職員の保健行事などを明示しています。また、保健計画に基づき園では嘱託医による内科検診、年2回の健康診断、歯科検診を実施しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の周知に向けては園内での研修、AEDを用いた研修などを取り入れています。さらに午睡センサーも導入して目視とのダブルチェックも徹底しています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に体調不良が発生した際には、保護者、かかりつけ医、嘱託医に迅速に連絡を入れ、適切な処置を図っています。保育中37.5度以上の発熱で保護者に連絡を入れ、38度を超えたら保護者にお迎えを依頼しています。園内には医務室を完備し、緊急に備え、救急用の薬品なども完備しています。感染症予防に向けては園内消毒の徹底、ほけんだよりで感染症流行時期には注意喚起を呼び掛けて感染症のまん延を防いでいます。各種感染症情報を的確に捉えて基本的な対策を徹底するようにしています。		

29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育の計画に関しては、「食育活動(実施計画・実績報告)書」を策定しています。野菜の皮むきのほかクッキーやケーキ作りなど、各年齢に見合った食材使用して食育の推進に努めています。5歳児クラスでは「お箸チャレンジ」などにも取り組みお箸の正しい使い方なども習得できるように努めています。食物アレルギー児に対しては、食育の計画に関しては、「食育活動(実施計画・実績報告)書」を策定しています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 園内の温湿度については適切な状態に保持しており、玩具や遊具についても毎月安全係担当職員が、月に一度園内の危険な場所や玩具などの点検を行っています。感染症予防に向け手拭きタオルについてはペーパータオルを使用し、コップは各クラスに設置している滅菌庫で消毒しています。園内の掃除は日々徹底され、園内を清潔に保っています。法人理念の一つに掲げている「清潔な施設」を心がけて園内環境を日々整えています。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 「緊急時救急対応マニュアル」を整備し、事故発生時や緊急時の対応についてを統一し職員に周知しています。園内外での事故については、事故報告書において発生状況と保育の状況、発生後の処置、保護者への連絡についてを記録に残し、職員会議で全体に周知を図り再発防止策を講じています。事故があった時のフローチャートを作成し「緊急時対応ファイル」内に入れて職員間で共有しています。遊具の点検についてもチェックリストを作成して定期的に実施しています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 地震や津波、火災等の災害に備え園内では毎月避難訓練を実施しています。津波対策では避難先である近隣の小学校の協力も得て、子ども達と実際に小学校まで避難する訓練も取り入れています。近隣の火災を想定した訓練も取り入れるなど実践的な訓練を取り入れています。災害時のマニュアルや防災委員会が設置されており職員の役割分担についても明確にしています。避難訓練の結果については保護者にもメールで配信しています。また災害に備え園内には3日分の非常食を備えています。現在法人全体で非常災害時等に備えて事業継続計画(BCP)を策定しています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 園内には子育て支援センターや一児保育室を常設しています。看護師や栄養士、保育士等の多職種がかかわり、子育て等に関する相談、助言や援助を実施しています。一時保育は年間延べ900名近くの利用があるなど、地域子育て支援の柱となっています。子育て支援センターでは「のびのび通信」を毎月作成しており、様々な行事を計画し、地域の交流の場を提供しています。地域の方との交流を広げるための取り組みでは、勤労感謝の日に合わせて近隣の方やスーパー、花屋、消防署、ケーキ屋などに感謝のカードを手渡ししたり、市内ボランティアグループとの連携なども進めて交流の輪を広げています。		